

生活環境の保全に関する条例の施行状況（平成21年3月改正分）

1 条例改正のパンフレット

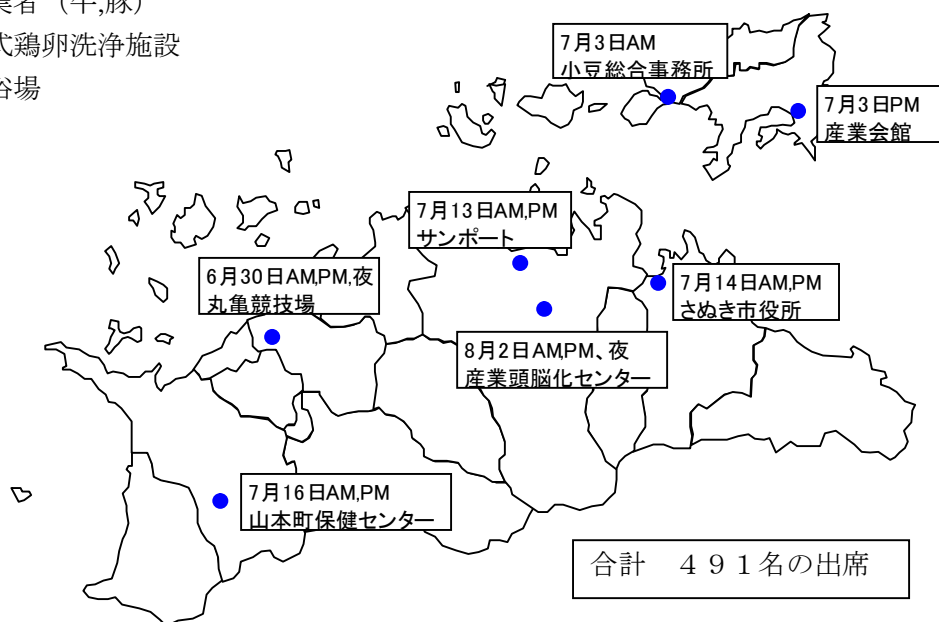
条例改正内容を説明したパンフレット(別添)を7,000部作成し、市、町、県出先機関等で配布するとともに、以下の条例改正説明会等で使用した。

2 水質特定施設関係に係る説明会等

- ・関係業界団体の代表者への説明 5月21日～7月6日
さぬきうどん協同組合等 8団体
- ・関係業界団体等の総会等での説明 5月27日～1月27日
香川県鶏卵販売農業協同組合等 4団体
- ・市町担当者条例改正説明会 6月8日
14市町
- ・県広報誌（THE かがわ 9月号）で条例の改正について広報(発行部数 39.7万部)
- ・条例改正説明会 6月30日～8月2日（7会場、14回）

条例改正説明会の案内状送付先（合計 4,330通）

- 1)水質汚濁防止法の特定施設の届出者（最大排水量 50 m³未満）
- 2)飲食店の内うどん店と考えられる店舗
- 3)畜産業者（牛,豚）
- 4)自動式鶏卵洗浄施設
- 5)公衆浴場



県主催の説明会の後、産業支援財団主催の排水処理業者による相談会を開催

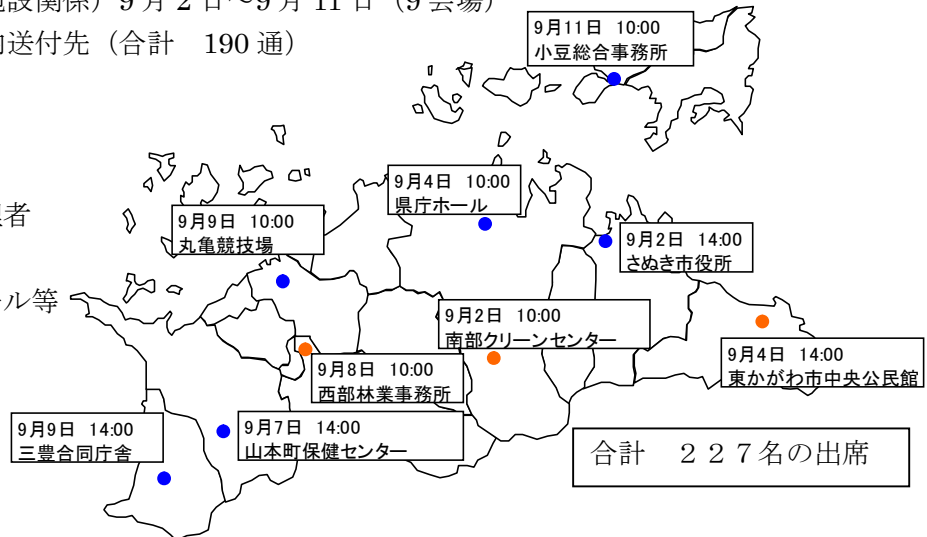
出席業者	延べ	48業者・日
説明業者	延べ	32業者・日
資料展示	延べ	109業者・日

3 揚水施設関係に係る説明会等

- ・香川県中央地区地下水利用対策協議会総会での説明 6月4日
- ・啓発用パンフレット（条例説明会の案内入り）10,000部作成
市、町を通じて土地改良区、農業改良普及センターを通じて主要農家へ配布
市、町、県出先機関等で配布
- ・県広報誌（THE かがわ 9月号）で条例の改正と説明会の開催について広報（発行部数 39.7万部）
- ・香川県農協広報誌（Kilari 8月号）で条例の改正と説明会の開催について広報（発行部数 12万部）
- ・市、町の広報誌（5市町）で条例の改正と説明会の開催について広報
- ・水質特定施設関係条例改正説明会で説明
- ・条例改正説明会（揚水施設関係）9月2日～9月11日（9会場）

条例改正説明会の案内送付先（合計 190通）

- 1)温泉業者
- 2)水道事業者
- 3)ゴルフ場
- 4)県有施設指定管理者
- 5)私立学校
- 6)スイミングスクール等



4 届出状況

水質特定施設関係

平成22年2月8日現在

特定施設の種類の種類	提出済 (内高松市)	未提出（高松市以外のみ）		
		修正中等	廃業等	その他
1号 自動式鶏卵洗浄施設	1 (0)	0	—	—
2号 生うどん湯煮施設	2 (1)	0	—	—
3号 公衆浴場（ちゅう房施設が設置されているもの）に設置される入浴施設等	15 (1)	2	—	—
4号 1号～3号までの施設を設置する事業場からの汚水を処理する施設	0 (0)	0	—	—
5号 特定施設	213 (23)	7	99	148
6号 みなし指定地域特定施設				
7号 汚水等排出施設	0 (0)	0	0	0
合計	231 (25)	9	99	148

揚水施設関係

平成22年2月8日現在

揚水施設の使用用途	届出受理数（内 高松市）	修正中（高松市以外）
工業用	49 (—)	34
農業用	147 (28)	
温泉用	9 (—)	
水道用	39 (—)	
その他	42 (—)	
合計	286 (28)	34